

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例（案）

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年
川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「810,000円」を「780,000円」に改める。

第4条中「100分の12」を「100分の16」に改める。

第7条第1項中「100分の30」を「100分の31」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

制 定 要 旨

川崎市特別職報酬等審議会から市長に対してなされた平成28年12月26日付け答申に鑑み、市長及び副市長の給与改定を行うことに関連して教育長の給与について必要な措置を講ずるため、この条例を制定するものである。

川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号</p>	<p>○川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成27年3月23日条例第30号</p>
<p>(第1条～第2条 略)</p>	<p>(第1条～第2条 略)</p>
<p>(給料)</p>	<p>(給料)</p>
<p>第3条 教育長の給料の額は、月額<u>780,000円</u>とする。 (地域手当)</p>	<p>第3条 教育長の給料の額は、月額<u>810,000円</u>とする。 (地域手当)</p>
<p>第4条 教育長の地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の16</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>第4条 教育長の地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p>
<p>(第5条～第6条 略)</p>	<p>(第5条～第6条 略)</p>
<p>(退職手当)</p>	<p>(退職手当)</p>
<p>第7条 教育長の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に<u>100分の31</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>第7条 教育長の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に<u>100分の30</u>を乗じて得た額とする。</p>
<p>2 前項の退職手当の支給は、教育長の任期ごとに行う。</p>	<p>2 前項の退職手当の支給は、教育長の任期ごとに行う。</p>
<p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>	<p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。</p>
<p>(以下 略)</p>	<p>(以下 略)</p>